

カリフォルニア州行政法
(仮訳)
※犯罪被害者補償関係部分のみ掲載

第 13950 条 (a) 議会は、カリフォルニア州の居住者が犯罪行為の直接的結果として被る金銭的損失の補償を得る際に支援することが、公共の利益であると認定し宣言する。

(b) 本章は、犯罪の被害者が賠償基金から補償を得る際の手続きを規定する。

(c) 法規における法律第 5 章第 1 節 (13959 条から始まる) への言及は、2002 年 12 月 31 日においては、本章への言及であると解釈される。

第 13951 条 本章においては、下記の定義を適用する。

(a) 「委員会」とは、カリフォルニア州被害者補償および政府請求委員会 (California Victim Compensation and Government Claims Board) を意味する。

(b)(1) 「犯罪」とは、適格な成人によってカリフォルニア州においてなされたならば、その発生場所を問わず軽罪または重罪となる犯罪を意味する。

(2) 「犯罪」には、州内での行為か否かにかかわらず、州居住者に対してなされた、合衆国法律集第 18 編第 2331 条において定義されるテロ行為が含まれる。

(c) 「派生的被害者」とは、被害者が死傷した結果として金銭的損失を被った個人を意味する。

(d) 「法執行機関」とは、各地方検事、自治体警察、保安官事務所、地区検察局、郡保護観察所、社会福祉局、司法省、矯正局、青少年局、カリフォルニア・ハイウエー・パトロール、カリフォルニア大学、カリフォルニア州立大学またはコミュニティー・カレッジの各キャンパスの警察部のほか、法律違反者を捜査し訴追する権限を法律によって明示的に与えられたカリフォルニア州の各機関を意味する。

(e) 「金銭的損失」とは、犯罪被害者の死傷から生じる、他のいかなる財源からも弁済されておらず、今後も弁済されない、経済的損失または費用を意味する。

(f) 「ピア・カウンセリング」とは、強姦被害カウンセリング技術開発の専門コースを完了し、強姦被害カウンセリング技術開発の継続的教育に参加し、カリフォルニア州内で強姦被害カウンセリングを提供している、精神保健カウンセリング・サービス提供者によるカウンセリングを意味する。

(g) 「被害者」とは、第 13955 条(e)項に記されている犯罪の直接的な結果として死傷した個人を意味する。

(h) 「被害者センター」とは、刑法第 13835.2 条に基づき資金を受け取る被害者・証人支援センターを意味する。

第 13952 条 (a) 補償の申請は、委員会が定める方法で委員会に提出されるものとする。

(b)(1) 補償の申請は、補償を求める個人により、偽証の罰則を適用する条件で確認される。その個人は、被害者、派生的被害者、または第 13957 条(a)項に基づき埋葬、葬式もしくは犯罪現場の清掃費用の弁済を求める者でよい。補償を求める個人が未成年者または無能力者である場合、申請は、申請対象の被害者もしくは派生的被害者の法的監護を行う親、後見人、財産管理者もしくは親族の介護者によって偽証の罰則を適用する条件で、またはかかる者の情報および意見に基づき確認される。ただし未成年者の求める補償が、医療、医療関連、精神医学、心理学的サービス、またはその他の精神保健カウンセリング関連サービスの費用のみであり、その未成年者が法律により、それらのサービスに同意する権限を有している場合、その未成年者は、偽証の罰則を適用する条件で補償の申請を確認することができる。

(2) 本項の目的上、「親族の介護者」とは、当該児童がその親族によって世話され監督されている間の一次的責任を負った、実の親でも養父母でもない、家族法第 6550 条(i)項に定められている親族を意味する。

(c)(1) 委員会は、申請を確認し補償の適格性を判断するために合理的に必要な、申請を裏付ける追加情報の提出を要求することができる。

(2) 委員会事務職員は、委員会の要求する情報が補償申請にもれなく含まれているか否かを判断する。事務職員は、要求された情報が申請にもれなく含まれていないと判断した場合には、要求される追加情報についての簡潔な説明を

付けて、申請者にその判断を伝達する。申請者は、申請が不完全であるとの通知を受けてから 30 暦日以内に、追加情報を提出するか、委員会事務職員の判断に対する異議を委員会に申し出る。その場合、委員会は、申請が完全であるか否かを判断するために、その申請を再審査する。

- (d)(1) 委員会は、委員会が採択した規則に基づき被害者または派生的被害者の代理をする、被害者または派生的被害者の正式の代理人を認めることができる。
- (2) 本項の目的上、「正式の代理人」とは下記のいずれかの者を意味する。
 - (A) 弁護士。
 - (B) 被害者または派生的被害者が未成年者または無能力の成人である場合、法定の後見人もしくは財産管理者、または請求の原因となった犯罪の加害者ではない、近親者、親、もしくは親族の介護者。
 - (C) 刑法第 13835.10 条に基づき認証された被害者支援者。
 - (D) 被害者または派生的被害者の承認の書面を有しており、かつ、請求の原因となった犯罪の加害者ではない、被害者または派生的被害者の近親者。
 - (E) 委員会が採用する規則に基づき、被害者または派生的被害者の代理をするその他の者。
- (3) 本章に基づき裁定される弁護士報酬を除き、(2)号に記されているいずれの代理人も、本項に基づくサービスに対して、いかなる金額も請求、要求、受領または徴収してはならない。

第 13952.5 条 (a) 補償の遅延から生じる大きな困難の回避または軽減に必要であると委員会が判断した場合には、本章に基づく補償適格者に、申請の完全かつ最終的な検討が行われるまで、緊急の裁定がなされる。

- (b) 委員会は、緊急の裁定を要請する方法を定める。これには、第 13952 条に定められている通常の申請の提出を要求することが含まれるが、それに限定することを要さない。
- (c)(1) 委員会は、被害者または派生的被害者の申請に基づいてのみ緊急の裁定を下すことができる。委員会は、本章に基づく補償適格が申請者がないと考える理由がある場合、緊急の裁定を拒絶することができる。
- (2) 委員会事務職員と申請者または申請者の代理人との間の合意により、委員会事務職員は、緊急裁定の請求を確認し支払いをするために、さらに 10 日を費やすことができる。
- (3) 委員会は、地方検事、保護観察所、被害者センター、および委員会が承認し委員会が契約したその他のサービス提供者を含むがそれに限らない、指定されたスタッフまたは機関に対し、権限を委託することができる。かかる者は、緊急の裁定を認め支払うために委員会が定めた指針を使用する。
- (d) 緊急の裁定のための資金は、申請から 30 暦日以内に支払われる。
- (e)(1) 緊急の裁定を求める申請が拒絶された場合、委員会は申請者に対し、拒絶の理由を書面で通知する。
- (2) 緊急の裁定の申請者は、裁定の拒絶に異議を唱えるために委員会の意見聴取を求める権利を有さない。しかし、緊急の裁定が拒絶された場合でも、通常裁定としての申請のさらなる検討は妨げられず、委員会事務職員が通常裁定の拒絶を勧告した場合でも、第 13959 条に基づく意見聴取を求める申請者の権利には影響しない。
- (f)(1) 通常申請の最終的な処分において、申請者が委員会からの補償を受ける権利を有しないと認定された場合、申請者は委員会に対し、合意された返済日程に基づき緊急裁定の金額を弁済するものとする。
- (2) 申請の最終的な処分において、委員会が申請者に補償を供与する場合、緊急裁定の金額が、補償の最終裁定額から控除される。補償の金額が緊急裁定の金額よりも少ない場合、超過した金額は第 13965 条に基づく過払いとして扱われる。
- (3) 本項の目的での「最終処分」とは、司法審査を求める措置が提起される前の、被害者または派生的被害者の申請に関する委員会の最終決定を意味する。
- (g) 緊急裁定の金額は、被害者または派生的被害者の当面の必要性に依存し、委員会が定める料率および制限に服する。

第 13953 条 (a) 補償の申請は、犯罪の日から 1 年後、被害者が 18 歳になってから 1 年後、または被害者もしくは派生的被害者が、傷害もしくは死亡は犯罪の直接的結果としてもたらされたことを知った、もしくは通常の注意の行使によってそれを知りえたはずの時点から 1 年後のいずれか最も遅い時点までに、提出されるものとする。刑法第 801.1 条に基づく訴追の対象となる犯罪に基づく申請は、被害者が 28 歳になるまでのいずれの時点でも提出することができる。

- (b) 委員会は、(a)項に記されている期間の延長を正当な理由で認めることができる。この決定をする際には、委員会は、下記のすべてを含むがこれらに限られない、関係する要素を考慮することができる。
 - (1) 有罪とされた者の逮捕および訴追における、被害者または派生的被害者による、法執行者および検事への協力に関する検事からの勧告。
 - (2) 有罪とされた者の訴追中または処罰における特定の出来事が、被害者または派生的被害者に金銭的損失が生じる結果をもたらしたか否か。

(3) 犯罪の性質に鑑み、犯罪の届出の遅延が合理的に免責されうるか否か。

(c) 派生的被害者による、またはその代理人による申請に関して本条で定められている期間は、委員会が当該適格犯罪の被害者によって提出された申請を受け入れたときに進行を停止する。

第 13954 条 (a) 委員会は、被害者または派生的被害者の治療、犯罪の状況、被害者または派生的被害者が支払ったまたは受け取った金額、および委員会が必要とみなすその他の関連情報について、病院、医師、法執行官その他の利害関係者に確認する。確認情報は、委員会による確認要請後 10 業務日以内に委員会に提出されるものとする。確認情報は、申請者、委員会または被害者センターに料金を請求することなく提供される。確認情報を要請する際、委員会は、申請者による署名付き承認が申請者のファイルに保持されていることを証明し、かつ、法律の他の規定にかかわらず、この証明が情報公開の実際の承認となることを証明する。医師または精神保健専門家によって要請された場合、委員会は、情報開示のための署名付き承認の写しを提示する。

(b) 被害者および申請者（被害者ではない場合）は、申請に含まれている情報の確認において、委員会または被害者センターの事務職員と協力するものとする。協力がなかった場合は委員会に報告され、委員会は、そのことのみを根拠として裁量により申請を拒絶することができる。

(c) 委員会は(a)項に記されている条件に基づき、センターが処理した申請の確認を行うために、被害者センターと契約を締結することができる。委員会およびそのスタッフは、被害者センターのスタッフの訓練セッションの実施において刑事司法計画局（Office of Criminal Justice Planning）および被害者センターと協力し、州内の被害者センターで使用される標準化された確認手続きの作成に協力する。委員会およびそのスタッフは、被害者センターに関係する標準化された委員会の方針および認定の普及において、被害者センターと協力する。

(d) 福祉施設法第 827 条またはその他の法律の規定にかかわらず、州内の各法執行者および社会事業機関は、本章に基づき申し立てられる請求の提出、または請求を提出する資格の判断という具体的な目的で、要請に応じて、少年審判手続きにおいて提出された申立ての写し、保護観察官の報告書、保護観察官、または判事、審判員、もしくはその他の審査官に提供されたその他の文書、事件に関する報告書の完全なコピー、および請求の元となった犯罪または事件に関係する補足レポートを、委員会または(c)項に基づき委員会と契約した被害者センターに提供するものとする。本項に基づき記録を受け取る委員会および被害者センターは、特定される未成年者、親権を有する親、後見人、それら当事者の弁護士、および裁判所命令によって指定されるその他の者以外に対し、未成年者個人を特定する文書を開示してはならない。本条に基づき受領される情報は、提供時の限定された目的で、秘密として受領され、さらに頒布されることはない。本項の違反は、500 ドル以下の罰金を課せられる軽罪である。

(e) 本条に基づき情報を提供する法執行機関は、証人または情報提供者の名前を公表すると当事者または進行中の捜査に悪影響が生じるならば、それらの名前を委員会に示さなくてよい。

(f) 他の法律の規定にかかわらず、各州機関は、申請者またはその他の権限を有する代理人によって、1977 年情報手続法（民法第 3 部パート 4 第 1.8 編第 1 章（第 1798 条から））に基づき署名された開示承認の写しを受領した際には、本章に基づき提出された申請の確認を完了させるために必要な情報を、委員会または被害者センターに提供するものとする。

(g) 司法省は委員会の申請に応じて、第 13956 条(d)項に基づき救済金を受ける申請者の資格を確認するため、賠償基金もしくは犯罪の被害者に対して負っている賠償としての罰金もしくは命令による債務を徴収するため、または刑法上の処分の状況を判断するために必要な情報をすべて提出するものとする。

(h) 申請の確認のためにその開示は必要であると委員会がみなし、申請者が本来秘密である情報の開示に同意した場合、証拠法第 912 条に基づく特権は放棄されない。

(i) 本条に基づきなされる確認は、第 13958 条に定められている期限の対象となる。

第 13955 条 第 13956 条に定める場合を除き、下記の要件がすべて満たされている者は、補償適格を有する。

(a) 補償対象の者は下記のいずれかである。

(1) 被害者。

(2) 派生的被害者。

(3)(A) 第 13957 条(a)項(9)号に基づき、葬式、埋葬、または犯罪現場の清掃費用の弁済を受ける権利を有する者。

(B) 本号は、被害者の重罪の犯人としての身分にかかわらず適用される。

(b) 下記のいずれかの条件が満たされている場合。

(1) 被害者が州居住者であるか否かにかかわらず、犯罪は州内で起きた場合。本号は、犯罪被害者の補償に対して、州

が連邦の資金を得られると委員会が判断する期間についてのみ適用される。

- (2) 犯罪がカリフォルニア州内で生じたか否かにかかわらず、被害者は下記のいずれかであった場合。
 - (A) 州居住者。
 - (B) カリフォルニア州内に駐屯する軍隊の一員。
 - (C) 州内に駐屯する軍隊の一員の家族。
- (c) 派生的被害者のために補償を求める場合、その派生的被害者は本州の居住者であるか、他の州の下記のいずれかに該当する居住者である場合。
 - (1) 犯罪の発生時に、被害者の父母、祖父母、兄弟姉妹、配偶者、子、または孫であった。
 - (2) 犯罪の発生時に、被害者の世帯に同居していた。
 - (3) 犯罪の発生時に、(1)に記載されている関係と実質的に同様の関係をもって、被害者の世帯に2年以上同居していた。
 - (4) 被害者の婚約者を含むがこれに限られない、被害者の他の家族であり、犯罪を目撃した場合。
 - (5) 未成年の被害者の一次的介護者であるが、犯罪の発生時には一次的介護者ではなかった場合。
- (d) 申請は、第 13953 条に従い適宜準じていること。
- (e)(1) 下記(2)号で定める場合を除き、傷害または死亡は犯罪の直接的結果であったこと。
 - (2) 本章の目的上、上記(1)号にかかわらず、傷害または死亡をもたらす自動車、飛行機または水上輸送手段の使用が関係した行為は、かかる行為による傷害または死亡が下記のいずれかである場合を除き、犯罪とはならない。
 - (A) 自動車、飛行機または水上輸送手段の使用による意図的な行為。
 - (B) 車両法令第 20001 条に違反して、事故現場で停止しなかったドライバーによる行為。
 - (C) アルコール飲料または薬物の影響下にある者の行為。
 - (D) 故意かつ積極的に関与した犯罪の現場から逃走するという緊急行動における、自動車のドライバーによる行為。
 - (E) 刑法の第 191.5 条(b)項、第 192 条(c)項、または第 192.5 条に違反した、自動車運転業務上の過失致死罪を犯した者による行為。
 - (F) 保安官が、容疑者を逮捕しようとして自動車を運転しており、その容疑者が逃走し、またはその他の形で保安官から逃れようとしている際に、いずれかの当事者によってなされた行為。
- (f) 犯罪の直接的結果として、被害者または派生的被害者は、下記のいずれか1つまたは複数を受けた場合。
 - (1) 身体的傷害。委員会は、家庭内暴力の犯罪の目撃者である児童が身体的傷害を受けたと推定することがある。家庭内暴力の犯罪がなされた家庭に同居する児童は、その児童がその犯罪を目撃したか否かにかかわらず、委員会によって、身体的傷害を受けたと推定されることがある。
 - (2) 精神的障害、および身体的傷害の脅威。
 - (3) 犯罪が下記のいずれかの規定の違反である場合の精神的障害。
 - (A) 刑法の第 261 条、第 262 条、第 271 条、第 273a 条、第 273d 条、第 285 条、第 286 条、第 288 条、第 288a 条、第 288.5 条、第 289 条、または第 311.4 条(b)項もしくは(c)項。
 - (B) 刑法第 270 条。精神的障害が、養育費を支払わなかったこと以外の行為の結果であり、刑事訴追が提起された場合。
 - (C) 刑法第 261.5 条。刑事訴追が提起された場合。
 - (D) 刑法第 278 条または第 278.5 条。これらの条に記載されている監護権の剥奪が 30 日以上続いた。なお、本号の目的では、罪のない親またはその他の介護者ではなく、当該児童が被害者とみなされる。
- (g) 傷害または死亡が、第 13957 条から第 13957.9 条までに基づく補償の範囲内の金銭的損失をもたらした、またはもたらしうる。

第 13956 条 第 13955 条にかかわらず、下記の条件に該当する者は、補償適格を有さない。

- (a) 被害者が、または派生的被害者本人もしくはその代理人が補償を求める場合には被害者もしくは派生的被害者のいずれかが、故意にかつ積極的に、本章に基づき補償が求められている金銭的損失の原因となった犯罪の実行に関わったと委員会が認定した場合、申請は拒絶される。ただし、刑法第 261 条、第 262 条もしくは第 273.5 条に違反してなされた犯罪、または刑法第 261.5 条(d)項に違反してなされた未成年者との違法な性交犯罪の直接的結果として傷害または死亡が発生した場合には、本項は適用されない。
- (b)(1) 被害者が、または派生的被害者本人もしくはその代理人が補償を求める場合には被害者もしくは派生的被害者のいずれかが、罪を犯した犯人の逮捕および訴追において法執行機関に妥当な協力をしなかったと本委員会が認定した場合、申請は拒絶される。ただし、協力が妥当であるか否かを判断する際に、委員会は、被害者または派生的被害者の年齢、肉体的条件、精神的状態、文化的または言語的障害、および、被害者、被害者の家族、派生的被害者、または派生的被害者の家族の福利を危うくしうる、復讐または危害に対する合理的な恐れを含むがこれらに限らない、説得力のある健康および安全に関する不安を考慮し、これらの要素のいずれかの存在に鑑みて被害者または派生的被害者がなしうる協力の程度について適切な配慮をする。

- (2) 家庭内暴力に基づく請求の申請は、被害者が警察に被害を届け出なかったことのみを理由として拒絶することはできない。委員会は、家庭内暴力犯罪の存在を立証するために委員会が警察への被害届以外の証拠に依拠して家庭内暴力に基づく支援の申請を検討し承認することを認める指針を採択する。家庭内暴力犯罪の存在を立証する要素には、家庭内暴力の申立てと合致した傷害を立証する医療記録、精神衛生に関する記録、被害者が一次的または恒久的な接近禁止命令を得た事実、またはこれらすべてが含まれるがこれらに限らない。
- (3) 刑法第 236.1 条に定める人身売買に基づく請求の申請は、被害者が警察に被害を届け出なかったことのみを理由として拒絶することはできない。委員会は、第 236.1 条に定める人身売買の犯罪が存在したことを立証するために委員会が警察への被害届以外の証拠に依拠して、人身売買に基づく支援の申請を検討し承認することを認める指針を採択する。その証拠には、下記の事項を含むがこれらに限られない、委員会が承認した信頼できる補完的情報が含まれる。
 - (A) 刑法第 236.2 項に基づき交付される、法執行機関の保証。
 - (B) 証拠法第 1038.2 条に特定されている人身売買ケースワーカーが、宣誓供述書によって、当人は人身売買の被害者であったことを証言した場合。
- (c) 犯罪に結び付く出来事への被害者もしくはその他の申請者の関与の性質、またはその傷害もしくは死亡が申請の原因となる者の関与の性質を理由として、拒絶が適切であると委員会が認定した場合、補償の申請は、その全体または一部が拒絶されることがある。未成年者の場合、その未成年者の申請が本条に基づき拒絶されるべきか否かを判断する際に、委員会はその未成年者の年齢、肉体的条件、精神的状態、ならびに説得力のある健康および安全に関する不安を考慮する。18 歳未満の家庭内暴力の派生的被害者または 18 歳未満の人身売買の派生的被害者の申請は、本項に基づく被害者の申請の拒絶を根拠に拒絶してはならない。
- (d)(1) 第 13955 条にもかかわらず、重罪を宣告された者は、その者が保護観察を解かれるか、矯正施設から出所し仮釈放（もしあれば）を解かれるまで、補償を受けることができない。いかなる場合でも、申請者が矯正施設に収監されている期間中、本章に基づく補償は申請者に与えられない。
- (2) 重罪を宣告された者も、本章に基づく補償をいかなる時点でも申請することはできるが、(1)号に記されている補償に対する要件を申請者が満たすまでは、補償の裁定は検討されない。
- (3) 重罪犯罪者ではない被害者の申請が、(1)号に記されている補償の要件を満たした重罪犯罪者が提出した申請に対する補償の裁定よりも優先される。

第 13957 条 (a) 委員会は、補償を求める者を補助すべきであると判断した場合、金銭的損失に対して下記のとおり補助することができる。

- (1) 第 13957.2 条に記されている制限を条件として、犯罪の実行中に取られた、紛失した、壊された、または犯罪の直接的結果としてその使用が必要となった、眼鏡、補聴器、義歯その他の人工装具を含むがこれらに限らない、被害者が負担した医療および医療関係の費用の金額を弁済する。
- (2) 第 13957.2 条に記されている制限を条件として、犯罪の直接的結果として必要となった、被害者または派生的被害者が負担した外来精神科、心理学的、またはその他の精神保健カウンセリング関係の費用の金額（刑法第 13837 条によって定義される強姦被害センターによって提供されるピア・カウンセリングを含み、家族関係が犯罪時に存在したか否かにかかわらず、被害者の面前で被害者の家族に提供される、被害者の治療を成功させるための家族の精神カウンセリング、心理カウンセリング、または精神衛生カウンセリングも含む）を、下記の条件で弁済する。
 - (A) 下記の者は、通院の精神衛生カウンセリングの費用を 1 万ドルを超えない金額まで弁済されう。
 - (i) 被害者。
 - (ii) 被害者の死亡の直接の原因である犯罪の被害者の、生存している親、兄弟姉妹、子、配偶者、または婚約者である派生的被害者。
 - (iii) 未成年の被害者の一次的介護者である、2 名以内の派生的被害者に対して 1 万ドルを超えない総額の請求が第 13956 条に基づき拒絶または減額されていない、第 13955 条(c)項の(1)号から(4)号に記されている派生的被害者。
 - (B) 下記の者は、自身の通院の精神保健カウンセリングの費用を 5,000 ドルを超えない金額まで弁済されう。
 - (i) 上記(A)項に基づく弁済の資格を有さない派生的被害者。ただし、第 13955 条(c)項(5)号に記されている派生的被害者の精神保健カウンセリングは、そのカウンセリングが被害者の治療にとって必要である場合にのみ弁済される。
 - (ii) 刑法第 261.5 条(d)項に違反してなされた未成年者との違法な性交の被害者。刑法第 261.5 条(d)項に違反する犯罪の派生的被害者は、精神保健カウンセリングの費用の弁済を受ける資格を有さない。
 - (iii) 暴力的犯罪の目撃の直接的な結果として精神的障害を受けた、本章の他の規定の下では通院の精神保健カウンセリングの費用の弁済を受ける権利を有さない未成年者。本条項に基づく弁済を受ける資格を得るには、その未成年者は、犯罪を目撃した時点で被害者の至近距離にいたことを要する。
 - (C) 請求が、委員会によって承認された、より幅広い治療を必要とする悲惨または例外的な状況に基づいているならば、委員会は被害者または派生的被害者に、通院の精神保健カウンセリングに対して、上記(A)または(B)によって認められた金額を超えて弁済するか、または、入院の精神カウンセリング、心理カウンセリング、もしくはその他の精神保健カウンセリングに対して、弁済することができる。
 - (D) 精神医学的カウンセリング、心理カウンセリング、またはその他の精神保健カウンセリングに関連するサービス

の費用は、下記のいずれかの個人によって当該サービスが提供された場合にのみ弁済される。

- (i) 2002 年 1 月 1 日においては第 1 節 (第 13959 条から始まる) であった規定に基づき、これらのサービスを提供する権限を与えられた者。
 - (ii) これらのサービスを提供する許可を州から受けた者、または、委員会の承認を条件として、かつ、委員会が課すことのある限定および制限を条件として、かかる許可を受けた者によって適切に監督されている者。
 - (3) 医療外の治療、および州法によって認められた宗教的な癒しの方法に基づきなされる処置の費用を弁済する。
 - (4) 第 13957.5 条に記されている制限を条件として、被害者または派生的被害者が、被害者もしくは派生的被害者の傷害または被害者の死亡の直接的な結果として受けた、収入の喪失、生活費の喪失、またはその両方に等しい補償を認める。委員会は、収入または生活費の喪失の弁済を優先すべきであると被害者または派生的被害者から要請があった場合、医療費または精神衛生カウンセリングの費用を支払うことはできない。ただし、被害者または派生的被害者の要請があった場合、およびこれらの費用の支払い、収入または生活費の喪失に対する支払いのために提供される資金を減額しないと決定された場合を除く。
 - (5) 被害者または被害者の代理人を対象とした職業再訓練または同様の雇用追求型サービスのための現金払いを認める。
 - (6) 住居の安全確保設備を設置するまたは向上させる、1,000 ドルを超えない費用を請求者に弁済する。弁済は、安全確保設備の措置が請求者の個人的安全のために必要であるとの法執行者による確認、またはセキュリティの措置が請求者の精神的福利のために必要であるとの精神保健治療提供者による確認に基づきなされる。本号の目的上、請求者とは犯罪の被害者であるか、被害者が死亡している場合には、犯罪の時点で被害者と同居していた者である。住居用の安全確保設備の設置または強化には、下記の両者が含まれるがこれらに限定することを要さない。
 - (A) 家庭用の安全確保設備の装置またはシステム。
 - (B) 錠の交換またはその数の増加。
 - (7) 犯罪の直接的結果として恒久的に身体障害者となった被害者が、その身体障害が全体的か部分的にかかわらず、住居、自動車またはその両方を利用でき、自動車を操作できるようにするための、被害者の住居、自動車またはその両方の修理または改造の費用を弁済する。
 - (8)(A) 精神的福利のために必要であると精神保健治療提供者が判断した場合、移転において生じた費用に関して、被害者への 2,000 ドルを超えない現金払いまたは弁済を認める。
 - (B) 本号に基づきなされる現金払いまたは弁済は、転居の原因となる犯罪ごとに、請求者 1 名に対してのみ認められる。委員会は、請求者の個人的安全または情緒的福利のために必要な場合、犯罪ごとに複数の転居を認めることがある。しかし同一の犯罪によるすべての転居に対する現金払いまたは弁済の合計は、2,000 ドルを超えないものとする。本号の目的では、請求者は犯罪の被害者であるか、被害者が死亡している場合には、犯罪時に被害者と居住していた者とする。
 - (C) 委員会は、説得力のある状況において、下記の条件がいずれも満たされた場合には、別の犯罪の同一被害者に、2 回目の現金払いまたは弁済を与えることができる。
 - (i) 犯罪が、最初の転居の現金払いまたは弁済の原因となった犯罪の日から 3 年以上経過してなされた。
 - (ii) 犯罪には同じ犯罪者が関係していない場合。
 - (D) 移転の支払いまたは弁済が、性的暴力または家庭内暴力の被害者に提供され、犯罪者の身元を被害者が知っている場合には、被害者は犯罪者に被害者の新住居の場所を伝えず、いかなる時点でも犯罪者を敷地に入れないことに同意し、または犯罪者に対する接近禁止命令を求めることに同意する。
 - (9) 犯罪の結果として被害者が死亡した場合、委員会は、個人的利益を予定せずに自発的に下記の費用のいずれかを支払うか、または支払債務を引受ける者に弁済をすることができる。
 - (A) 委員会が定めた料率または制限を超えない金額の、犯罪の直接的結果として生じた医療費用。
 - (B) 7,500 ドルを超えない金額の、犯罪の直接的結果として生じた、葬式および埋葬の費用。
 - (10) 犯罪が住居内でなされた場合、委員会は、個人的利益を予定せずに犯罪現場を清掃する合理的な費用を自発的に支払うか、または支払債務を引き受ける者に対し、1,000 ドルを超えない金額を弁済することができる。本項に基づき弁済されるサービスは、衛生安全法第 104 部パート 14 の第 9.5 章 (第 118321 条から始まる) に基づき、犯罪現場清掃請負人として州公衆衛生省に登録した者が実施する。
 - (11) 下記の条件が満たされる場合に、身体的傷害または死亡の原因となった犯罪の直接的結果として被害者または派生的被害者が必然的に負った、許可された児童保育費用を弁済する。
 - (A) 死傷した被害者が、その扶養児童に対する一次的介護者であった場合。
 - (B) すべての児童保育費用の弁済の総額が 5,000 ドルを超えない場合。委員会は、賠償基金の支払能力を守るために必要な場合、より低額の弁済額を設定する権利を有する。
 - (C) 児童保育費用が弁済される期間は、合計 180 日を超えない。期間は連続している必要はない。
 - (D) 児童保育費用は、児童保育提供者が保育している他の児童に対して児童保育提供者が課す通常の料率と合致している。提供者が被害者の児童のみを保育する場合、弁済の料率は児童 1 名当たり週 200 ドル、複数の児童に対しては週 400 ドルを超えないものとし、下記(E)の制限に服する。
 - (E) 被害者も派生的被害者も、上記(4)号に従う弁済に加えて、児童保育費用の弁済を受け取ることはできない。
 - (F) 本号は試験的プログラムであり、2010 年 1 月 1 日までのみ有効である。
- (b) 被害者もしくは派生的被害者に対する、またはその代理人に対する給付合計額は 35,000 ドルを超えてはならない。ただし、増額のための連邦資金があれば、70,000 ドルまで増額することができる。

第13957.2条 (a) 委員会は、医療および医療関連のサービス、ならびに精神保健およびカウンセリングのサービスに対して、最高料率およびサービスの限度を定めることができる。これらのサービスの限度および最高料率の採用、修正および取消は、行政手続法（パート1の第3.5章（第11340条から始まる））の規則制定規定の対象とはならない。サービスの限度および最高料率についての情報の写しが、委員会による採用の時点で州務長官に提出されるものとする。サービスのプログラムからの支払いを受け取る提供者は、プログラムの料率を全額の支払いとして受け入れ、受け取ることになる支払総額が、当該サービスに対して委員会が定めた最高料率を超える場合にはサービスに対する支払いを、他の支払元から受け取らないものとする。被害者または派生的被害者が要求する治療のレベルに応じたかつ適切な一律のサービスの限度を保証するため、委員会は、その医療上の必要性を保証するために必要なサービスに対して、すべての請求を審査できる。

- (b) 委員会は、追加の評価を要請する合理的な根拠があると信じる場合には、医療もしくは医療関連のサービス、心理学的もしくは精神医学的医療、または精神保健カウンセリングのサービスの提供者による独立の審査および報告を要請することができる。被害者または派生的被害者は、その決定から30暦日以内に、評価を実施する提供者の名称を通知される。犯罪が性的暴力に関係している場合には、その提供者は、性的暴力の被害者の必要性について専門知識を有するものとする。犯罪が児童の虐待または痴漢行為に関係している場合には、その提供者は、児童の虐待または痴漢行為の被害者の必要事項について専門知識を有するものとする。再評価が要請される場合、支払いは再評価の完了前には中断しない。
- (c) 医療または医療関連のサービスに対する弁済は、その申請が承認された場合には、支払請求の受領から平均90日以内に、委員会によって支払われる。医療または精神保健の提供者への支払いは、再評価の完了前に中断することができない。再評価を得られるか否かにかかわらず、提供者への支払い中断を委員会が決定した場合には、委員会は提供者に対し、決定から30暦日以内にその旨を通知する。

第13957.5条 (a) 13957条(a)項(4)に基づき収入および生活費の喪失に対する補償を許可する際には、委員会は下記の措置のいずれかを取ることができる。

- (1) 傷害から直接生じた収入の喪失を被害者に補償すること。ただし被害者が、その傷害の直接的結果として合衆国法典第42編第416条(i)に定義されている身体障害者となった場合を除き、委員会は犯罪から5年間超はその収入喪失に対する支払いを行わないこともある。
 - (2) 下記のすべての事項を条件として、成人の派生的被害者に収入の喪失を補償すること。
 - (A) その派生的被害者は、犯罪の時点で18歳未満であり犯罪の直接的結果として入院した被害者の親または法定後見人である場合。
 - (B) 未成年被害者を治療している医師が、その被害者の親または法定後見人が病院にいることが被害者の治療に必要な旨を書面で確認した場合。
 - (C) 本章に基づく収入喪失の弁済額は、成人の派生的被害者が30日間に得るはずの収入の合計額を超えてはならない。
 - (3) 下記のすべての事項を条件として、成人の派生的被害者に収入の喪失を補償すること。
 - (A) その派生的被害者は、犯罪の時点で18歳未満であった被害者の親または法定後見人であること。
 - (B) 被害者は犯罪の直接的結果として死亡したこと。
 - (C) 委員会は本章に基づき、被害者の死亡日から30日を超えない期間、収入の喪失に対して支払いを行うものとする。
 - (4) 犯罪の時点で被害者に法的に依存していた派生的被害者に対し、下記のいずれも条件として、その者が犯罪の直接的結果として喪失した生活費を補償すること。
 - (A) 委員会は、成人が失った収入に対して、犯罪日から5年を超えない期間、生活費の喪失分を支払う。
 - (B) 委員会は、未成年者が18歳に達した後の期間については、その未成年者に生活費の喪失分を支払わない。
- (b) 本条に基づくすべての派生的被害者への支払い総額は、犯罪1件当たり、70,000ドルを超えてはならない。

13957.7条 (a) 被害者または派生的被害者が負担した後3年を経過して申請された費用に対しては、いかなる弁済を行うこともできない。ただし、被害者または派生的被害者が負債を確認し、費用の弁済を求める時点でその負債に対して責任があり、または、適時の申請が提出された犯罪の直接的結果として費用を支払っていた場合には、費用が発生した日から3年超経過した後には申請されたときでも、これに対して弁済が行われることもある。

- (b) 本章に基づく補償は、1回払いまたは定期払いによって行われる。定期払いの場合、委員会は本章において定める限度を条件として、申請者の必要性に応じて補償を増額、減額または終了することができる。
- (c)(1) 委員会は、本章に基づき弁済されるサービスの提供者への直接の支払いを認め、確認に先立ちその支払いを行うことができる。ただし、委員会は、被害者または派生的被害者の異議に対して、正当な理由なく提供者への直接の支払いを認めることはできない。
- (2) 心理カウンセリング、精神医学的カウンセリング、または精神保健カウンセリングのサービスに関する最初の請求

については、申請が承認された場合、委員会が支払い請求を受領した日から 90 日以内に支払いが行われ、その後は支払い請求から 1 カ月以内に提供者に対して支払われる。

- (d) 強姦危機介入センターから提供されるピア・カウンセリング・サービスに対する支払いは、提供されるサービス 1 時間当たり 15 ドルを超えることはできない。かかるサービスは、本人のカウンセリング期間（10 週間以内）にファシリテーターが運営するサポート・グループによる一連のカウンセリング・セッションを加えたものに限定する。
- (e) 委員会は、被害者が職業再訓練または転居のために補償を意図された目的に限って利用することを保証する手続きを策定する。その手続きは、要請された領収書、契約書その他の文書の写しを要求すること、または直接払いの方法を開発することを含むが、これらに限定されない。
- (f) 本章に基づき補償を供与された場合でも、本来であれば適格性を有する申請者が他の公的な支援プログラムに参加することは妨げられない。
- (g) 委員会は、各被害者および各派生的被害者に対して、申請者に提供された法的サービスの合理的な価値に相当する弁護士報酬を支払うものとし、これについては裁定額の 10 パーセントと 500 ドルのうち少ない方に等しい金額とする。他の支払い元から料金を受け取る弁護士は、本項に基づく報酬受領権を放棄することができる。本項に基づく支払いは、第 13960 条(b)に基づき認められ、または命じられる金額に追加される。弁護士は、本章に基づく裁定額を除き、本章に基づく手続きに関連して提供されたサービスに対する金額を請求、要求、受領または徴収してはならない。
- (h) 民間非営利団体は、そのサービスに対して適切な支払い手段で依頼人に課す通常の料金レベルで、そのサービスに対して弁済を受ける。ただし、この弁済は、委員会が定める弁済の最高料率を超えることはできず、被害者が本来は本章に基づく補償適格を有しており、かつ、その他の弁済または直接的な交付金が当該被害者に用意されていない範囲でのみなされる。

13957.9 条 (a) 第 13954 条にかかわらず、委員会は精神保健サービスの認定提供者からの請求に対する支払いのために、単純かつ迅速な手続きを策定する。

- (b) (a)項に記されている請求に対する支払いのための単純かつ迅速な手続きには、下記のすべてが含まれる。
 - (1) 委員会によって定められた監査手続きを提供者の請求に適用し、かつ、認定サービスに対してのみ支払いを要請する旨に、当該提供者が同意すること。
 - (2) サービスに対する認定提供者の請求に対して、最初に請求を承認するために必要な文書以外の文書を要求せずに、定期的かつ適時に支払いをする旨に委員会が同意すること。
 - (3) 請求プロセスを簡素化するその他の方法であって、委員会と認定提供者が合意したもの。
- (c) 精神保健サービスに対する単純かつ迅速な手続きは、下記の条件がいずれも満たされた場合に実施することができる。
 - (1) 犯罪が発生したこと、および当該被害者が本章に基づく補償適格を有することを委員会が決定したこと。
 - (2) 被害者もしくは派生的被害者またはその両者へのサービスは、認定提供者が提供している。
- (d) 非営利団体は、本条の目的における認定提供者に自身が該当するとの決定を求める申請を、委員会に対して行うことができる。委員会は、本条に基づく契約への参加を求める認定提供者からの申請を、委員会が要求する完全な申請を受領してから 90 日以内に、承認または拒絶することができる。
- (e) 本条に基づき締結される契約は、公共契約法第 2 部のパート 2（第 10100 条から始まる）の要件を必要とするとはみなされない。
- (f) 本条の目的上、「認定提供者」とは、精神保健サービスの提供に多大な経験を有し、定期的に賠償基金からの弁済を相当のレベルで利用してきた非営利団体を意味する。非営利団体の要請に応じて、委員会は、その非営利団体が本条の目的における認定提供者であるか否かを決定する。

第 13958 条 委員会は、委員会または被害者センターが申請を受領してから平均 90 暦日以内（ただし 180 暦日を超えてならない）に、委員会の職員の勧告に基づき当該申請を承認または拒絶する。

- (a) 委員会は、本項に定める平均 90 日という基準を満たさなかった場合、その後四半期ごとに議会に対し、申請処理の進捗状況およびその時点における最新の平均日数を報告する。委員会が平均 90 日という基準を 2 四半期連続で満たすまで、この四半期報告書は継続する。
- (b) 委員会が、個別の申請を受領した後 180 日以内に本項に従って承認または拒絶しなかった場合、委員会は申請者およびその代表者に対し、申請を承認または拒絶しなかった理由を書面で通知する。